

平成27年度 三重県商工関係施策の概要

三重県では、「三重県中小企業・小規模企業振興条例」に基づき、地域経済の基盤であり、成長発展を支える原動力となる中小企業・小規模企業の振興を図るため、さまざまな施策を展開していきます。

以下は、条例に基づく主な事業です。詳細につきましては、担当課等にお尋ねください。

● ものづくり産業に携わる中小企業・小規模企業の振興 (条例第13条関係)

◇ものづくり中小企業・小規模企業の課題解決を支援 【三重県工業研究所 (059-234-4036)】

中小企業・小規模企業が抱える技術課題を解決するため、新商品開発等の企業ニーズに応じて可能性試験や共同研究を実施します。

● サービス産業、伝統産業及び地場産業に携わる中小企業・小規模企業の振興 (条例第14条関係)

◇みえコミュニティ応援ファンド 【三重県産業支援センター (059-228-3585)】

県内に主たる事務所・事業所を有する創業者や新事業を行おうとする中小企業・小規模企業等が、新たな「地域資源を活用するビジネス」や「地域課題を解決するビジネス」を創出していくために必要な、初期段階の必要経費に対して資金面から支援します。

● 小規模企業に対する支援 (条例第15条関係)

◇よろず支援拠点

【三重県産業支援センター内 (059-228-3326)】

中小企業・小規模企業等の売上拡大、経営改善、生産性向上など、経営上のあらゆるお悩みや相談に対応します (相談無料)。

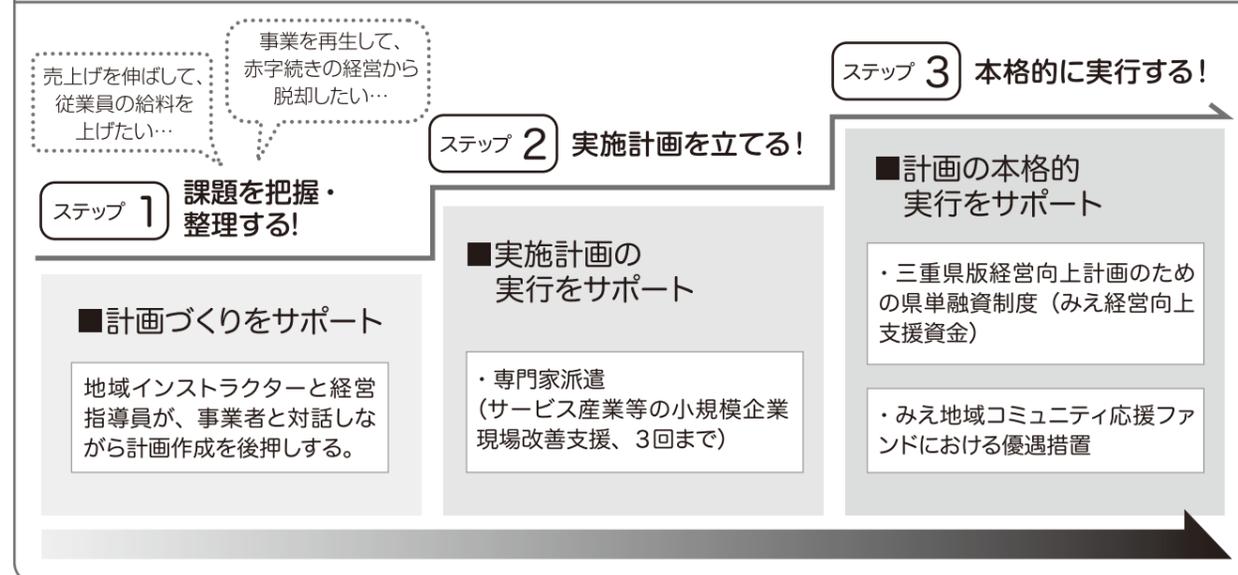
また、右記の商工会議所において定期出張相談会を開催しています。

定期出張相談会

・四日市商工会議所	毎月第2木曜の午後
・松阪商工会議所	毎月第3木曜の午後
・伊勢商工会議所	毎月第3火曜の午後
・上野商工会議所	奇数月第4水曜の午後
・名張商工会議所	偶数月第4水曜の午後
・尾鷲商工会議所	偶数月第2火曜の午後
※申込先は各商工会議所 (相談無料)	

● 三重県版経営向上計画の認定等 (条例第16条関係)

三重県版経営向上計画について



◇各段階に応じた企業の計画を認定 【三重県産業支援センター (059-253-4355)】

中小企業・小規模企業のやる気を引き出すために、課題の把握・整理の段階から、実施計画の作成、計画の本格実行まで、各段階に応じて作成する計画を認定する県独自の認定制度です。

計画の作成や実行にあたっては、県内5地域(北勢・中南勢・伊勢志摩・伊賀・東紀州)に配置された地域インストラクターが支援します。

● 人材の育成及び確保 (条例第17条関係)

◇企業の人材育成支援 【雇用対策課 (059-224-2465)】

企業における販路拡大に資する人材を育成するため、販路拡大を目指す中小企業の従業員を対象としたセミナーを開催し、ひとつづくりを支援します。

● 資金供給の円滑化 (条例第18条関係)

◇中小企業金融対策 【中小企業・サービス産業振興課 (059-224-2447)】

中小企業の金融の円滑化を図るため、金融機関の協力を得て、信用保証制度を活用した融資制度を運用することで、中小企業の健全な発展を図ります。

(主な融資制度)

- ・小規模事業者が、設備資金、運転資金を必要とするとき…小規模事業資金
- ・小規模事業資金の借換を希望するとき…小規模借換資金
- ・小規模事業者が小口資金を希望するとき…小規模事業者小口資金

● 創業及び第二創業の促進/事業承継への支援 (条例第19条・第20条関係)

◇創業活動への融資 【中小企業・サービス産業振興課 (059-224-2447)】

新たな県内雇用の場の創出のため、創業活動を支援する「創業・再挑戦アシスト資金」の融資を行います。

◇事業引継ぎ支援センター 【三重県産業支援センター内 (059-253-3154)】

中小企業・小規模企業の事業の継続、譲渡・譲受に関する相談に専門家がきめ細かくアドバイスを行います。

● 販路の拡大に対する支援及び海外における事業展開の促進 (条例第21条関係)

◇特許出願を通じた国内及び海外での市場開拓を支援 【三重県産業支援センター (059-228-3171)】

県内事業者の競争力強化に資することを目的に、国内外の特許出願費用等の一部を補助します。

◇首都圏・関西圏に向けた商品開発・販路開拓支援 【地域資源活用課 (059-224-2336)】

県内における商談機会を提供したり、首都圏・関西圏での商談会等への出展に向けてのブラッシュアップ等を行います。

◇リーディング産業展の開催 【ものづくり推進課 (059-224-2393)】

県内で事業展開する企業等の製品や技術を一堂に展示し、ビジネスマッチングを行う産業展を開催します。

◇国内外における「三重県フェア」等の開催 【三重県営業本部担当課 (059-224-2386)】

国内(首都圏・関西圏)、海外(台湾、マレーシア、香港、タイ)において「食」を中心とする三重の魅力を情報発信する「三重県フェア」等を開催します。

● 情報の提供及び顕彰 (条例第22条関係)

◇三重のおもてなし経営企業選 【ものづくり推進課 (059-224-2393)】

県内産業を支えている中小企業・小規模企業のうち、社員の意欲と能力を引き出し、地域・社会との関わりを大切にしながら、顧客にとって高付加価値な商品を提供している企業を表彰し、魅力を情報発信します。